

備前市監査委員告示第7号

平成27年度定期監査（病院事業）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成27年度定期監査（病院事業）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が病院事業管理者からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年5月25日

備前市監査委員 大田 淳 一
備前市監査委員 掛谷 繁

所 管 部 署	吉永病院
---------	------

【指摘事項】	措 置 状 況
自動車運行簿について、使用者名が記入されていないものが見受けられた。ほぼ特定の者だけが使用する自動車であっても、使用者名は省略せずに記入するよう努められたい。	特定の者が乗る公用車について、記入されていないなかった運行簿には使用者名を記入し、現在は、使用者名を漏れなく記入しています。
帳票の仕切りとして、再利用紙を使用しているものが見受けられた。個人情報流出防止の観点からも、再利用紙の使用は慎まれたい。	指摘のとおり、再利用紙を使用しての帳票の仕切りについては慎むようにしています。

所 管 部 署	老人保健施設備前さつき苑、備前市訪問看護ステーション
---------	----------------------------

【指摘事項】	措 置 状 況
公印使用簿について公印取扱責任者の押印がなかった。公印を使用するにあたっては、公印取扱者の決裁後に使用するよう事務手続きを改められたい。	指摘のとおり、公印を使用する際には公印取扱責任者の決裁後に使用するよう改善しています。
帳票の仕切りとして、再利用紙を使用しているものが見受けられた。個人情報流出防止の観点からも、再利用紙の使用は慎まれたい。	指摘のとおり、再利用紙を使用しての帳票の仕切りについては慎むようにしています。